

(第3片)

領 収 済 通 知 書

年度 一般会計		第 号
取扱い名 (番 号)		内閣府主管
納付目的	納付金額	千 百 十 万 千 百 十 円
納付期間	年月日	上記の金額を領収しました。
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店又は輸入代銷店	領収年月日及び領収者名
原簿番号又は処理簿番号	年 号	領収者名

おて先 輸入徴収官、輸入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地

氏名 姓 名

住所

印

原簿番号又は処理簿番号

備考 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

1 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第百十八号

麻葉及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻葉及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月五日

麻葉及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

麻葉及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(麻葉小売業者間での麻葉の譲渡しの許可申請の特例)

第九条の二 二以上の麻葉小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻葉の譲渡しの許可を申請することができる。

一 いずれの麻葉小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻葉を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻葉小売業者がその在庫量の不足のため麻葉を譲り渡そうとする者であること

改 正 前

(麻葉小売業者間での麻葉の譲渡しの許可申請の特例)

第九条の二 二以上の麻葉小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻葉の譲渡しの許可を申請することができる。

一 いずれの麻葉小売業者も、共同して申請する他の麻葉小売業者がその在庫量の不足のため麻葉を譲り渡そうとする者であること

イ 共同して申請する他の麻葉小売業者がその在庫量の不足のため麻葉を譲り渡そうとする者であること

(第3片)

領 収 済 通 知 書

年度 一般会計		第 号
取扱い名 (番 号)		内閣府主管
納付目的	納付金額	千 百 十 万 千 百 十 円
納付期間	年月日	上記の金額を領収しました。
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店又は輸入代銷店	領収年月日及び領収者名
原簿番号又は処理簿番号	年 号	領収者名

おて先 輸入徴収官、輸入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地

氏名 姓 名

住所

印

原簿番号又は処理簿番号

備考 [同左]

んにより調剤することができる。

において、当該不足を補足する必要があると認めるとき

麻葉卸売業者から譲り受けた麻葉であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻葉卸売業者から譲り受けた麻葉について、その一部を法第二十四条第十二項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から九十日を経過したものを保管しているとき

(新設)

二 (略)

2 前項の規定により申請する場合において、麻葉小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の様式）をその麻葉業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻葉（同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻葉に限る）を譲り渡す旨

二 (略)

2 前項の規定により申請する場合において、麻葉小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の様式）をその麻葉業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

四 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻葉を譲り渡そうとする者であること

五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者(第六項及び第七項において「代表者」という。)を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)

3
5 (略)

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいづれかの免許が効力を失つたとき、そのいづれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもって足りる。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみのみ届け出ることをもって足りる。

8
11 (略)

(新設)

3
5 (略)

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいづれかの免許が効力を失つたとき、そのいづれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8
11 (略)

別記第十号の二様式を次のように改める。

別記第十号の二様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11号若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

①		②		③	
麻薬業務所 名称	所在地	麻薬業務所 名称	所在地	申請者 名称	申請者 氏名(法人にあつては、 名称)
住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、 名称)		住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、 名称)		住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、 名称)	
代表者の氏名(法人にあつては、名称)					
備考					

都道府県知事

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式を次のように改める。

別記第10号の3様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
変更前	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
変更後	氏名	法人にあつては、名称	
	所在地	名称	
変更後	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	

当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免状の失効・変更を行ったので届け出ます。

①麻薬業務所名称

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称)

②麻薬業務所名称

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称)

都道府県知事 殿

備考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第十号の四様式を次のように改める。

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬業務所	所在地		
	名称		
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
氏名	法人にあつては、名称		

代表者及び追加する麻薬小売業者のみの届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合において、当該不足を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したので届け出ます。

①麻薬業務所名称

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称)

②麻薬業務所名称

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称)

③麻薬業務所名称

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称)

都道府県知事 殿

備考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみの届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の第二項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十四条第十二項第一号の許可(以下「麻薬小売間譲渡許可」という。)を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の第二項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するものができらる。

告示

○総務省告示第150211号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第一百二条の二第二項及び電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第八条第一項の規定に基き、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和三年七月五日

総務大臣 武田 良太

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 神奈川県相模原市中央区中央6-3-1 (186.70) (2) 神奈川県相模原市中央区上溝字甲五号1141-1 (122.90)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度33分37秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯35度29分58秒東経139度22分26秒の地点と北緯35度32分51秒東経139度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 及び北緯35度32分49秒東経139度22分28秒の地点と北緯35度32分43秒東経139度22分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域
2	(1) 長野県東筑摩郡豊北村大字西条字白窪釜2732-1 (713.20) (2) 長野県東筑摩郡麻績村大字秋葉2904-1 (855.10)	北緯36度24分16秒東経138度00分34秒の地点と北緯36度27分25秒東経138度01分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域

2 放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 広島県広島市中区基町21-3 (54.00) (2) 広島県広島市安芸区矢野町松下山10753-6 (586.50)	北緯34度24分06秒東経132度27分41秒の地点と北緯34度23分06秒東経132度28分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域
2	(1) 高知県高知市神田字南治国谷南治国山2448-12 (346.00) (2) 高知県高知市高須3-13-25 (55.90)	北緯33度31分30秒東経133度30分32秒の地点と北緯33度32分56秒東経133度33分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33度33分01秒東経133度33分47秒の地点と北緯33度33分06秒東経133度33分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 及び北緯33度33分11秒東経133度34分07秒の地点と北緯33度33分47秒東経133度35分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域

3 人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (84.90) (2) 広島県広島市中区基町9-42 (79.00)	北緯34度23分57秒東経132度27分47秒の地点と北緯34度23分46秒東経132度27分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域
2	(1) 大分県大分市大手町3-1-1 (86.45) (2) 大分県玖珠郡九重町田野字北片山2665-1 (1220.00)	北緯33度14分20秒東経131度36分44秒の地点と北緯33度13分57秒東経131度34分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域